

市議会だより

- 記事内容 ● 6月定例会から…………… P 2 ● 常任委員会…………… P 9
 ● 一般質問…………… P 3～P 6 ● 決議案…………… P 10～P 11
 ● 議案質疑…………… P 7 ● 陳情等…………… P 12
 ● 予算特別委員会… P 7～P 8



マリパークから寒風山を望む

提供：男鹿写真クラブ 大場直利氏

六月定例会を ふりかえり

今定例会は、平成十八年度一般会計補正予算の専決処分、平成十九年度一般会計補正予算等の案件について、会期十五日間にわたり慎重に審議し、最終日の六月二十六日に全議案を可決・承認しましたが、男鹿みなと市民病院に議論が集中した議会となりました。

各議員からは、当局に対し、一連のみなと市民病院非常勤医師確保に対する手法、経過等について、あらゆる角度から質疑があり、それに伴う市民に対する市長の政治責任も大きく取り上げられました。市長は政治生命をかけた全身全霊で医師確保、経営健全化に向けて努力し、市民に対する信頼の回復を約束しました。

今後、市議会としても、批判するだけでなく、当局と一体となり、医師確保、病院の健全経営に向け全力を尽くすことが、市民の皆様方からの負託に応えることになると考えております。設置された「男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査特別委員会」を通して、問題点がさらに明らかにされるものであり、その対策についても議論してまいりますので、なお一層の市民のご協力、ご支援、ご理解をお願いするものであります。

6月定例会

みなと市民病院医師契約問題

報酬料等693万円の損害は市長、前副市長が補てん

平成十九年六月定例会は六月十二日に招集され、二十六日までの十五日間の会期で開かれました。この定例会では男鹿市特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例など十三議案が市長から提案され、審議の結果すべて原案のとおり可決・承認されました。また、最終日には議員提案の意見書案三件と決議案一件を可決し閉会しました。

男鹿みなと市民病院 非常勤医師問題について

非常勤医師問題に関する議会側への経過説明は四月二十六日の教育厚生委員会協議会が初めてでありました。その際、議会と協議することなく三月二十八日にビジネスコンサルタント契約並びに医師との勤務契約を締結していたこと、コンサルタント料として月三十一万五千円と成功報酬料として医師の年収の五〇%にあたる六百三十万円が四月にコンサルタント会社に支払われていたことが明らかになりました。予算措置をしない事前執行であり議会を無視した行為と言えます。佐藤文衛副市長は市長から医師確保を任せられ、友人の友人と交友関係にあったコンサルタント会社の代表者を紹介され、当該会社のあっせん

で医師を採用したのですが、四月の協議会以降、数々の問題が議員から指摘され、佐藤副市長は責任を取り六月四日付けで

辞職しました。この一連の問題は新聞、テレビ等でも多く取り上げられ、「男鹿市長が辞意、市民病院問題で引責」という記事までも出され、後日「記事内容が間違いであり、お詫びする」という報道もあり、市内外で大きな反響がありました。

六月定例会では初日に市長から議会と協議をせず、契約内容を十分調査しないまま契約し、報酬金等を支払ったことに対する謝罪とともに、コンサルタント会社との契約解除及び報酬金等の返還を求める通告書を送付したとの報告がありました。一般質問等で議員から多くの質疑や市長の責任について厳しい追及がありました。この問題に対し市長は、議会最終日に報酬金等の損害については、市長と前副市長で補てんと述べ、また、自身の管理監督責任として給料を三ヶ月間三〇%減額する条例を提案し、可決されました。議員からは、まだ問題が解明されていないとして証人の出

審議日程

6月12日	本会議
14日	本会議（一般質問）
15日	本会議（一般質問）
18日	本会議（議案質疑）
19日	予算特別委員会
20日	常任委員会・分科会
21日	常任委員会・分科会
26日	議会運営委員会 本会議

可決した 主な議案

六月定例会

〈専決処分〉

●平成十八年度一般会計補正予算（第五号）

●市税条例の一部改正

●国保税条例の一部改正

ほか二件

〈条例〉

●男鹿市特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

●男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

〈平成十九年度補正予算〉

●一般会計（第一号）

●国民健康保険特別会計（第一号）

ほか二件

〈その他〉

●権利の放棄について

●人権擁護委員の推薦

大嶋久美子（船越）

〈議員提出議案〉

●地方自治法第九十八条の検査権を付与した特別委員会を設置する決議案

●意見書二件

WAOで 粉飾決算

頭に強制力のある地方自治法第百条の調査特別委員会の設置を求める決議案と検査権等を持つ同法第九十八条の検査特別委員会の設置決議案が提出され、百条調査特別委員会は可決となり、九十八条検査特別委員会は可決となりました。今後この問題については検査特別委員会での解明が求められます。また、市長への不信任決議案も提出されましたが否決となりました。

男鹿地域振興公社のうち、旧わかみ観光物産開発が管理運営している夕陽温泉WAOの不適切な会計処理についても市長から報告、陳謝があり、議員から経緯、原因等について質疑がありました。

一般質問



高野寛志 議員

市長の政治責任

について

前副市長佐藤文衛氏は、去る六月四日付けで、男鹿みなと市民病院非常勤医師問題等の責任を取り辞職し、受理されております。しかし、佐藤前副市長が辞任して一件落着ではなく、市民の間では、これはトカゲのしっぽ切りであり、この問題に対する市長の関与、市長の責任はどうか、と疑問と批判の声が多く上がっている。市長はこれらの声にどう応えるつもりなのか。

私は、市政を混乱させた責任の重さを深く認識しているところであり、私の処分については、今定例会において明らかにしてまいります。今、医師不足と経営悪化で存続の危機にあり、医師充足と健全経営に向けて、私が先頭に立って全身全霊を傾注し、市民からの行政に対する信頼を一刻も早く取り戻すことが、今私に課せられた責務であると存じております。

コンサルタントを

告発せよ

防衛医大に籍があり、兼業禁止に抵触し、本来紹介したり、勤務できないことを知りながら、故意に不法な契約をして、公金六百三十万円を不正に詐取されており、これは明らかに犯罪で詐欺罪が成立するものと私は確信している。したがって、市長は、速やかに被害届けを警察に提出するとともに、コンサルタントを刑事告発するのが当然で、市長としての役目、責務であると思うが、この事件への対処の仕方をどう考えておられるのか。

現在、顧問弁護士と相談をし、契約を締結したメデイカルマネジメント社に対して、契約の解除とともに、コンサルティング報酬金など六百九十三万円の返還を求めると通告書を六月四日付けで送付しているところであり、この推移を見ながら対応してまいりたいと考えております。

実際は赤字なのに黒字決算として粉飾報告をしていたというのですが、平成十七年三月の合併の段階で、これらのことを見逃した我々議会も厳しく反省しなければなりません。契約解除も全く気が付かなかったのか、全然情報が入らなかったのか。また、当時の経理担当者は会計処理について、町当局と調整を図りながら行ったと述べているようだが、一職員が独断で違法な会計操作をするはずがなく、上司の指示・命令に基づいてやったものと思われるがどうか。

水産業の

振興について



古仲清紀 議員

栽培漁業の振興について、平成二十三年度までの種苗放流事業として、年度別の魚種別の数量と事業費の計画について伺う。

五百四十万円。クルマエビを五ヶ所に約百三十万尾、事業費約百四十一万円。ガザミを三ヶ所に四十五万尾、事業費約九十万円。計画であります。

議を重ねてきましたが、漁協では経営改善を最優先に取り組んでいっていると伺っており、地場産品販売センターを先行して進めていくことも視野に入れ取り組んでいきたいと考えています。

みなと市民病院の改革について

質 経営改善について、自治体が抱えている問題は「財政問題」、「医療の質の低下」の二つがあると言われていたが、過去にさかのぼって、年度別の一般会計からの繰出し金額とすべての繰出金を出さなかった場合の累積赤字額は、

答 平成十年度から十八年度までの九年間では、交付税算入額二十三億六千五百六十一万円を含め四十二億七千一百一十万円となっております。

年度別では平成十六年度は三億八千六百九十万円、十七年度は六億三千七百四十八万円、十八年度は三億三百十五万円となっております。交付税算入を除く累積欠損金は、平成十八年度決算見込みで三十九億七千六百五十万円となります。

質 経営改革について、病院長に経営の権限委譲することに対しての市長の考えは。

答 地方公営企業法の全面適用や指定管理者制度、独立行政法人等の経営形態などについても



吉田直儀 議員

みなと市民病院非常勤医師問題について

質 ①前副市長が前病院事務局長とともに東京でコンサルタント会社と当該医師に会うことを

承知していたのか②契約書の作成は誰が行い、なぜ、使用規定に違反して病院用の公印を押印したのか③前副市長にコンサルタント会社を紹介した知人と当該会社の実態は④医師及びコンサルタント会社との契約や、コンサルタント会社への報酬の支払いについて市長に報告はあ

研究してまいります。

質 人件費改革について、職員

の給与水準の適正化は必要で、メリハリのついた仕組みにしなければならぬのではないのか。努力した人が報われる、職員の

たのか⑤医師への賃金を院長が立て替えて支払ったことを承知していたのか⑥コンサルタント会社へ契約の解除を申し入れ、弁護士とも相談しているようだが、当該会社に対する今後の対応は⑦医師、コンサルタント会社との契約などのため、数回出張をしているが、命令者は誰なのか。また、この一連の経費はいくらなのか。

答 ①前副市長からほかの出張とあわせて医師確保のため東京へ行くという報告を受けています。②契約書はコンサルタント会社代表が作成し、契約書への押印は前病院総務課長が行いました。また、病院の公印でできると勘違いし使用したとことであります。③コンサルタント会社を紹介した知人は潟上市で看板や内装等を業務とする会社の代表者と伺っています。また、コンサルタント会社は病院の開業や経営改善を指導するほか医師紹介をしており、法人登記は

やる気を高める人事システム体制について伺う。

答 人件費の削減については、効果的な業務執行を図るなど、様々な手法について検討してまいります。

いると聞いております。④契約前と後に報告を受けております。また、報酬については支払い時点では報告を受けておりませんが、後日、報告を受けています。⑤院長が立て替えた賃金の処理については全く承知していませんでした。⑥弁護士を代理人として契約の解除と報酬金の返還通告書を送付しており、その経緯を見極めたいと考えています。⑦前副市長の出張命令は市長がしております。また、一連の経費は報酬金、食料費、旅費等で八百五十七万三千二百七十七円となっております。

旧わかみ観光物産開発の粉飾決算について

質 ①平成十二年度から十七年度までの未払金は②会計処理の指示は誰が行ったのか③おが地域振興公社の社長であった佐藤前副市長の処分について公社ではどう考えているのか。

答 ①平成十二年度は約四百万円、十三年度は約三百八十万

十四年度は約三百万円、十五年度は約二百万円、十六年度は約六百八十万円となっております。②平成十二年度から十六年度までは、旧わかみ観光物産開発の上層部から指示され、十七年度は職員が誰にも相談することなく会計処理をしたとの報告を受けています。③佐藤前社長から六月四日付けで辞任する旨の届出があったことから、この後の公社の取締役会で責任等を協議すると報告を受けています。

不祥事に対する市長の責任は

質 二件の不祥事について市長は潔い決断をすべきだ。市長の即刻の退陣を要求する。重要な政治判断、決断をしていただきたい。

答 議会や市民の皆様いろいろな意見があるのは承知しております。責任の重さを深く認識しています。責任については今定例会で明らかにしますが、改めて医師確保と病院の健全経営に向け私が先頭に立ち全身全霊を傾注し、行政に対する信頼を一刻も早く取り戻すことが私に課せられた責務であると考えていますので、ご理解いただきたいと存じます。

一般質問

一 質



三浦桂寿 議員

市長の政治姿勢

について

問 病院問題での一連のコメントを見て、首長のリーダーシップとは何なのかと考えさせられた。市長はリーダーシップとはどのようなものと考えているのか。また、欠員となっている市長の対応はどうなのか。さらには、市民はどのような男鹿市を望んでいると考えているのか。男鹿市が目指す都市像は、市民にとって実感できる政策でなければならぬはずである。市長は、男鹿市ならではの特徴ある個性豊かな政策の考えはないのか伺う。

答 市民本位の開かれた市政をモットーに、思いやりと市民サービスを市政運営の基本としており、施策等の決定にあたっては、市民の立場に立ち、計画者・実施者・調整者としての役割

を果たし、市民の負託にこたえていくことと認識しています。副市長の欠員については、当面は伊藤副市長や全職員で諸課題に全力で取り組んでまいります。アンケート結果から市民は「安全で安心して暮らせる豊かで住みよい男鹿市」を望んでおり、市民の立場に立った行政運営を心がけていきます。このため、市議会議員、各種団体代表、市民公募委員等で組織した策定委員会の参画により地域特性を生かした「男鹿市総合計画」を策定し、今年度から着実な実施に努めてまいります。事業の推進にあたっては、議会と協議し、市民の意向を的確に把握するための諸会議を開催し、市民の声を市政に一層反映し、男鹿らしい特徴のある郷土づくりに努めてまいります。

中心市街地への

活性化対策について

問 総合計画では、中心市街地活性化対策の様々な記述があるが一向に具体的な姿が見えてこない。今年度は具体的にどのような活性化対策を考えているのか伺う。

答 市の中核である船川地区全体の活力や賑わいが失われてい

る状況にあることから、地場産品販売センター建設、男鹿駅周辺整備事業等の推進、船川港の利活用など船川地区の振興を図ってまいります。また、今年度は、空き店舗の調査のほか、地場産品販売センターの二十一年度オープンを目的に商工会と連携し協議をしているところであり、さらには、計画している船川保育園建設のあり方についても、今後、議会と協議させていただきます。

高齢者対策について

問 男鹿市は三人に一人が六十五歳以上の高齢者であるが、この社会構造に歯止めをかけることはできない。そこで元気で寝たきりにならない高齢者づくりの施策を講じて欲しい。現在、船川港公民館と北公民館では、多くの市民が健康づくりのため

の体操を行っている。市民総ぐるみの健康づくりの施策の考えはないか伺う。

答 地区老人クラブなどを対象とし、健康相談・介護予防教室・各種スポーツ大会やレクリエーション活動などを実施し、健康な高齢者づくりに努めています。また、スポーツ活動は、市民の健康づくりに重要と考え、これまでもスポーツ環境を整備しながら各種大会や教室等を開催してまいりました。特に今年度は、公民館を活用し、実施している「にこにこ元気アップ体操」が県の「体力・健康づくり講座モデル事業」として指定を受けることになっており、引き続き市民の健康保持増進、体力向上のための諸施策を推進してまいります。



佐藤巳次郎 議員

問 みなと市民病院非常勤医師許されないみなと市民病院医師雇用契約責任重大、違法の契約内容を知っているながら同意・押印

答 雇用問題について、佐藤前副市長は、自分の独断により不正な契約と分かっている契約していたもので、男鹿市のトップが引き起こした、公務員としての認識の欠如した手法、そして議事を軽視した行為は全く驚愕の至りである。佐藤市政に対する不信感は大きく、今までの市政への不満と合わさって、信頼感は一気になくなり、市民の間では、この事件の話で持ちきりであり、佐藤市長の責任は極

羽立駅トイレの整備について

問 昨年の九月定例会に続き再質問である。JRの財産であり市の対応は容易でないことは理解しているが、国体に向け強力に進めるという答弁であった。その後のJRとの協議内容を具体的に教えていただきたい。

答 トイレの現状については、老朽化が進み、汲取り式で衛生面においても不安があることは承知しています。昨年、JR秋田支社長へ要望したところ「社内向針で無人駅のトイレは改築改修は計画しておらず、利用者に不快感を与えないよう清掃に努める」との回答をいただいたものであります。現在、徹底した臭気や衛生対策の実施を申し入れており、当施設の改築は、下水道の整備状況等を見ながら検討してまいります。

めて重大である。今回の不祥事は、病院側の責任ではなく、行政のトップが引き起こした事件であり、病院関係者の一層の市民に信頼される病院へのご努力を期待するものです。

①医師を紹介した、コンサルタントの代表者の正体は全くつかめていない。実績も調査していない。本人の住所、出身地も不明でコンサルタント契約をしたこと自体問題である。

②コンサルタント契約と勤務契

一般質問

約と二通あるが、いずれも氏名大学名も第三者の議会にも公開してはならない契約になっている。まさに密約書である。コンサルタントも医師も防衛医大卒業で籍が同大学にあり、また、国家公務員で兼職禁止も承知しているからこそ第三者に公開してはならない契約書にしたもので、それを承知で市側が契約を結んだということはあってはならないことである。その契約書に市長は自身では押印していないとしていますが、決裁文書には押印しているのか伺う。

③契約にある成功報酬は、医師の年収の五〇％となっている。コンサルタント料月三十一万五千円は高いと思うがどうか。

④すでにコンサルタントに六百九十三万円支払っているが、コンサルタント側は返還しないと書いているのであり、今後、誰が補てんするのか、市民からは、払わないとすれば訴訟をすると言っているが、どう対処するのか伺います。

⑤私は、市の最高責任者として市民に多大な損害と迷惑をかけており、減俸処分だけでいいとは思いません。市民は市長の責任の取り方に注目しており、市民の納得のいく進退も含めた決断をすべきと考えるがどうか。

答 ①コンサルタントの代表者との話が出た段階で調査するべきであったと考えており、誠に遺憾に存じています。その後の調査では、東京都中央区銀座に連絡事務を代行する会社と契約していたことが判明しています。

②契約の原議書には、契約書の



安田健次郎 議員

市長の政治姿勢について

質 医師確保のための一連の事件について市長の見解を求め、私は副市長が辞任したからといって、それで良いという問題ではないと思う。マスコミ報道などで一定の事実は市民の方も解ってきていると思うが、真相はどうなのか、はっきりと知りたと思う市民が圧倒的である。市長は市民への説明責任をどう果たすのか伺いたい。

また、少なくとも市民の税金が費やされている以上、重大な

内容について、弁護士に相談して対応するよう指示した上で、私が押印しております。弁護士への相談を確認しなかったことに対して軽率であったと深く反省しています。

③コンサルタント料等については、少し高い気はしますが、何よりも新たな医師の確保につながるものと考えたところであります。

④現在、顧問弁護士を代理人として返還を求める通告書を送付しているところであり、その経

責任がある。副市長には一定の権限も付帯していたはずだが市長の管理責任も重大である。八百万円以上の市民に対する実害損失と管理責任の取り方を早急に明確にすべきと思うが市長の考えを伺う。

答 これまでの経過については議会全員協議会、教育厚生委員会等で協議報告しているところであり、また、今定例会においても誠心誠意お答えいたすとともに広報紙やホームページなどに掲載してまいります。

私の責任の取り方についてですが、市政を混乱させた責任の重さを深く認識しているところであり、処分については今定例会で明らかにしてまいります。病院は医師不足や経営悪化で存続の危機にあり政治生命をかけて市民からの行政に対する信頼も一刻も早く取り戻すことが私に課せられた責務である

縛を見極めた上で対応していきます。

⑤私の責任については、議会や市民の皆様の中にも様々な意見があることを承知しています。私の処分については、今定例会で明らかにしますが、みなと市民病院の医師確保と健全経営に向け、先頭に立って全身全霊を傾注し、市民からの行政に対する信頼を一刻も早く取り戻すことが、今私に課せられた責務であると考えています。

不祥事再発防止対策について

質 夕陽温泉WAOの粉飾決算については一職員の身勝手ではないかと思われ。また、第三セクター、外部部局、出先機関等では職員が会計事務を長く担当している場合、このような不祥事が時々あると思う。

「自然・文化・食を大切に」する観光交流都市」を目指しており、また、国体も控えておるから、これらの事実をはっきりさせ、この問題だけでなく、市として今後の不祥事の再発防止には万全を期すべきと思うがどうか。

答 今後も一層厳正な審査、調査をし、定期監査のあり方や施設間の人事交流を実施し再発防止に努めてまいりますよう指導して

まいります。

農業振興対策について

質 今、農家の経営は年毎に厳しくなっており、農民ワークینگラアと言われる言葉どおりである。また、本市の農業振興策は目新しい展開が見受けられないように思う。今後の市の振興策をいつ頃目処をつけ、本格的に立ち上げるのか。旧男鹿市の休耕田の活用方法、畑作、直売パイオ作物としての菜種や飼料稲等の取り組み、リース事業の展開、価格補償制度の充実、振興資金の活用、後継者育成などにどんな手立てをしているのか伺う。また、品目横断対策の経営体についてはどのように対応するのか。

答 男鹿市総合計画に基づき担い手の育成、生産基盤施設整備の推進、市場戦略性の高い産地づくりの推進、消費者が求める生産販売の確立など四つの基本施策を継続しながら展開してまいります。各種の手立てについては休耕田は保全管理の解消や景観作物、野菜、大豆の作付けなどの指導、畑作についてはメロン、葉たばこ等JANAなどと連携を図りながら新規作物の導入に支援してまいります。直売振興については二つの直売所が核となり、地産地消や観光客への販売展開をしています。また、パイオやリース事業、振興資金後継者対策なども積極的に支援してまいります。

議案 質疑

質疑者

安田 健次郎 議員
吉田 清孝 議員

市税条例の一部を改正する条例について

質疑 市税条例の一部改正に伴う、固定資産税における住宅のバリアフリー化改修に係る減額措置の内容について伺う。

答 条例改正に伴い、一定のバリアフリー改修が行われた住宅については、翌年度分の固定資産税を三分の一減額するという特例措置を講ずることとなり、居住者の要件としては、六十五歳以上の方、要介護認定を受けている方、障害者の方などが該当しますが、賃貸住宅については対象となりません。

また、対象となる改修工事については、広報おが六月号にも掲載していますが、補助金等を除く自己負担額が三十万円以上で、廊下の拡幅、階段の勾配緩和、あるいは浴室・トイレの改良、手摺りの取り付け、床の段

差解消等で、工事が完了した日から三ヶ月以内に領収書、工事費明細書、改良箇所の写真等の書類を申告書に添付し、申請することとなっています。

部制廃止の 考え方は

質疑 三月定例会において、あれだけ議論した、副市長二人制と部制の廃止については、現実的な選択の中で副市長に市長の任期である二年間は頑張ってもらいたいという思いで賛成の立場をとった。しかしながら、三月定例会終了後、わずか数日で病院消防に部長級を配置した考え方について伺う。

答 みなと市民病院前事務局長の異動が突然決まったことに伴い、現在の病院経営は、医師不足問題等、厳しい状況にあることや、今後も、厚生連との関係や経営上の問題等、支援して

いただきたいということもあり、事務局次長を局長に昇格させた方がスムーズな病院経営ができると判断し、部長級を配置したものであります。

また、消防長については、現在、広域化の話が進んでおり、広域化の中で消防長は非常に大事なポストで、本市だけの考え方で進めるわけにもいかないことから、今後、議員の皆様にも相談しながら、このポストのあり方について考えてまいります。

地域振興公社の あり方について

質疑 夕陽温泉WAOの問題について、市では、男鹿地域振興公社に対し、約五千三百万円の補助金を出しているが、この体制を根本的に見直し、指定管理者制度のあり方や、今回の不正経理問題を踏まえ、今後、二度とこのようなことが起こらないような方策を考えているのか伺う。

答 地域振興公社の件については、現在、指定管理者制度を導入し、同公社に委託しておりますが、今後、様々な手法について検討し、民営化についても検討させていただきます。

予算特別 委員会

本定例会において、全議員で構成する予算特別委員会が設置され、付託を受けた一般会計補正予算のほか、各特別会計及び事業会計補正予算について審査を行い、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

一般会計予算の質疑された中から主なものを取り上げ、その要旨を掲載しました。

副市長二人制と 部制について

質疑 市長は、三月定例会の一般質問等で「市長を支えるトップマネジメント機能を副市長に一元化し、当面、私の任期中は副市長二人とし、平成二十年度末をもって部制を廃止する」と答弁している。しかし、みなと市民病院非常勤医師採用に関わる一連の問題で、佐藤前副市長が辞職したのを受け、今まで前副市長が担当していた市民福祉部及びみなと市民病院等の業務については、今後、どう対応していくのか。併せて、部制のあり方についても伺う。

答 佐藤前副市長の突然の辞職に伴い、後任人事については、現段階では配置できる状況ではないことから、当面は、伊藤副市長や全職員とともに様々な諸課題に全力で取り組んでまいり

たいと考えています。

また、部制廃止の考え方については、今後、課題が出てくると思いますが、議会とも協議しながら、早急によりよい組織づくりについて検討し、判断してまいります。

市債・財政調整基金残高・ 公債費比率について

質疑 歳入で地方交付税、地方消費税交付金が減額となっており、今後、様々な事業を展開していく上で、財源不足を市債発行や財政調整基金の取り崩しで対応しなければならぬと考えますが、市債の発行状況、財政調整基金残高、公債費比率について伺う。

答 市債の発行状況は、十八年度が、十七億九千万円、十九年度は、十四億円台を見込んでおり、できる限り少ない発行とするものでありますが、今後と

も行政改革大綱において、単年度市債発行額を臨時財政対策債などを除いて、十二億円以内とした目標額を守り、財政運営に当たっていききたいと考えています。

さらに、十八年度における公債費比率に関しては、十七年度決算では一・八%となっておりますが、十八年度については、おおよそ、十七年度と同程度の比率になると予想しています。

また、財政調整基金残高については、十七年度に豪雪等で多額の取り崩しをしており、十八年度末の残高は、四億五千七百万円ほどとなっております。

森林組合問題について

質 新聞報道された、森林組合に関する問題について、市では、当組合に出資金の約四割に当たる、一千八百九十九万九千円を出資しているということであるが、その経緯と市が当組合の理事等になっていない理由について伺う。

答 出資金については、昭和二十九年二月に初めて二十一万九千円を出資しており、その後昭和三十年に十五万円、五十四年、五十七年には、それぞれ百五万円、平成二年に六百五十三

万七千円、平成四年に三百三十万円など、合計で一千八百九十九万九千円となっております。

また、理事等の選出方法については、地区推薦で選出する方法であること、市が工事発注や業務委託する立場にあることから、理事になることはできないということでもあります。

夕陽温泉WAOの粉飾決算について

質 旧わかみ観光物産開発公社の不正経理の調査と監査の対応について伺う。また、現在、

男鹿地域振興公社の社長は誰なのか。併せて、地域振興公社としては、損害賠償請求する必要があると考えがどうか。

答 平成十二年度から十六年度までは、社長、専務の指示のもと会計処理を行っており、合併後の十七年度決算については、新市の観光課が窓口となっておりますものの、担当課には相談せず、経理担当職員の判断で会計処理を行ったものであります。監査体制については、今後、研究してまいります。当面は現在の体制で行いながら、外部監査についても検討させていただきます。

夕陽温泉WAO

また、六月四日、社長であった佐藤前副市長の辞職に伴い、今月開催されます取締役会で社長の選任について協議することとなっております。損害賠償請求等についても、社長が決まった段階で協議したいと考えています。

非常勤医師採用問題について

質 みなと市民病院非常勤医師採用に関わる一連の問題について、コンサルタントに対し、成功報酬等の返還を求めると通告を送付しているが、返還義務はないとの回答であり、今後、弁護士と協議の上、判断することになると思うが、病院会計から支出された成功報酬等については、市民に対して、納得していただけるよう、補てんするという考え方で対応していくことが先決だと考えるがどうか。

答 病院会計への補てんについては、公職選挙法の寄付行為に抵触する恐れもあることから、この後、弁護士とも協議し検討してまいりたいと考えています。また、今回の問題に関しましては、議会並びに市民の皆様には大変なご迷惑をおかけしましたことを大変重く受け止め、一刻も早く市政に対する信頼を取り戻すことが私に課せられた責務と考えており、政治生命をかけて邁進してまいります。今後は、病院の医師確保と経営健全化のため、全国市長会、地域医療振興協議会等に経営の分析をお願いし、今年度中に新たに経営計画を策定したいと考えています。

入湯税について

質 県内における、日帰り客の課税免除及び不均一課税の状況と免除理由について伺う。また、入湯していないにもかかわらず、入湯税が課せられる根拠についてもあわせて伺う。

答 県内においては、課税免除三市、不均一課税三市となっており、根拠としては、自治省からの通達で、地域住民の福祉向上のため、もっぱら日帰り客の利用に供される施設で、その利用料金が一般鉱泉浴場における通常の料金に比較して、著しく低いものはその実態に応じ、課税免除や不均一課税を講じることができると示されていることから実施しているものと考えられます。

また、通常、鉱泉浴場を有する旅館等を利用する者は、一般的に入湯することが前提であると考えられ、入湯行為が全くない旨の立証がない限りは、入湯税を課するという行政実例があります。ただし、課税客体は、あくまでも鉱泉浴場における入湯行為でありますので、入湯行為がないということが立証された場合であれば、当然、入湯税は課税されないこととなります。



委員会・分科会の動き

各常任委員会・分科会は、付託議案と所管の予算案を審査し付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務

質疑 住宅のバリアフリー化に伴う固定資産税減額の制度内容について伺う。

答 住宅のバリアフリー改修に伴い、当該増改築した家屋に係る固定資産税の三分の一を、次の要件により減額するものであります。

一 対象者 六十五歳以上の方若しくは要介護認定を受けられている方、あるいは障害者認定を受けられている方々です。

二 減額対象面積 一〇〇㎡以下が減額対象となります。

三 対象事業費 自己負担額が三十万円以上が対象となります。

四 申請書提出期限 改修工事が完了した日から、三ヶ月以内に関係書類を添付し、提出していただくこととなります。

質疑 国民健康保険税等を含む市税の収納状況と徴収体制について伺う。

答 収納状況については、十八年度収納率九六・九三%と昨年度より〇・一一%向上しております、介護保険料だけ昨年を下回った状況であります。

徴収体制については、収納率向上対策として、休日・夜間等の臨戸訪問徴収などをはじめ、所得税還付金の差し押さえなどを積極的に行ったほか、管理職による滞納対策本部を期間限定体制から通年体制に替え臨んだものであります。また、市県民税については、県との共同徴収を行い収納率の向上に努めたものであります。

質疑 県が財政収支不足額解消のため、二十年度及び二十一年度において推進する行政改革により、本市へ与える影響を伺う。

答 県は、県独自の施策や団体への補助金、公共投資事業などについて削減が必要だとしているが、まだ具体的な内容については示されていないものであります。

教育厚生

質疑 法改正による前期高齢者の国保税の徴収方法について伺う。

答 来年四月から年額十八万円以上の年金受給者である六十五歳から七十四歳までの前期高齢者世帯については、年金から天引きされることとなるが、介護保険料と国保税を合計し、年金受給額の二分の一を超えた場合には、介護保険料が優先され国保税は普通徴収の対象となります。また、この制度改正による高齢者の生活面での負担も考慮し、生活相談等、十分配慮しながら取り組んでまいります。

質疑 一ノ目潟が国の天然記念物に指定されることによるメリットと指定理由について伺う。

答 国からの補助金があり、観光資源として、遊歩道や説明



一ノ目潟

板の設置も可能となってきましたが、一ノ目潟は北浦地区の水道源でもあることから地元関係者との協議も必要となってきました。また、一ノ目潟は、日本でも数箇所にはかない特徴のあるマールであり、さらには、火山活動により地下数十キロから噴出した岩石が採取できることから世界的にも注目されています。

質疑 定率減税縮減や税源移譲に伴う保育料の基準について伺う。

答 保育所徴収金基準額表では、国の基準の七階層に対して、本市では十四階層に細分化し、保護者の負担を軽減しています。また、第四階層以上の世帯では、所得税額で保育料が決定されることから、税源移譲に伴う所得税の減により、保育料が昨年と比較し減額となるケースも考えられます。

産業建設

質疑 水道料金の改定について一般家庭用の上げ幅をできるかぎり抑え、一般会計からの繰り入れを増額することで対応できないのか。

答 一般会計からはこれまで繰り出し基準に基づき、過疎債の元利償還額の七〇%、統合簡水債の五〇

%、高料金対策分や渡部土地改良区への水道水利負担に対する補助金などを平成十八年度では一億七千三百万一千円を一般会計から繰入れをしていただいているところです。今後とも市当局と協議をしてまいります。一般会計の財政事情も非常に厳しい状況から、これ以上の繰入金を求めても困難であると考えています。

安全でおいしい水を安定供給するためには料金の統一化に向けた改定は避けられないものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

質疑 森林組合の経営状況について、現状では金融機関からの支援も難しいということから存続が困難な状況ではないのか。また、今後とも引き続き事業を実施することはできるのか。

答 森林組合では県及び県森林組合連合会の指導のもと経営改善計画に基づき事業量の確保と経営改善に取り組むこととしております。

県としては国土保全に必要な森林に関わる森林組合を存続させなければならないという考えであり、また、市としても改善や再建に協力して行く方針であることから、これまで同様に間伐、除伐等の森林事業の実施継続はできると理解しています。

今定例会の最終日に、議員から地方自治法第百条の規定に基づく事務調査のための特別委員会の設置決議案、地方自治法第九十八条の検査権を付与した特別委員会の設置決議案及び佐藤市長に対する不信任決議案が提案されました。この三件の提案理由及び討論の要旨と議決結果を掲載します。

◎地方自治法第百条の規定による事務調査のため特別委員会を設置する決議案

高野寛志議員ほか七名の議員から、男鹿みなと市民病院非常勤医師問題調査特別委員会の設置に関する決議案が提出され、高野寛志議員から「非常勤医師問題は質疑を重ねるほど疑問は深まるばかりである。佐藤前副市長は医師を確保したい一心でコンサルタント会社を介し①防衛医大卒業の医師とずさんな内容の契約を結び、②契約の際の市長公印の使用、③所在不明の

反対討論

大森 勝美 議員

非常勤医師採用に係る事件については、議会を無視し病院関係者並びに市民の皆様にも多大な迷惑をおかけし、行政に対する信頼を失ったことは誠に遺憾であります。議会においては事件発生以来、教育厚生委員会や全員協議会、また、本定例会においても事件発生の背景や事実関係、公金の使途の適正について可能な限り詳細な審査が行われ、これらの審査経過を踏まえ副市長は辞職され、損害を与えた金額についても市長は責任をとり補てんするというものであります。議会は住民の代表機関であり、事実を究明し、住民の負担に定める必要がありますが、この問題について論議は尽くされ問題点も示されました。これ以上時間と費用をかけて何を解明し、病院経営にどう結び付けていけるのかということであり、今回のような事件は二度とあってはなりません。これを契機に市長は病院経営について政治生命をかけて対処してもらいたいと強く望みます。よって本決議案について反対いたします。

賛成討論

古仲 清紀 議員

男鹿みなと市民病院非常勤医師問題は質疑をすればするほど疑惑が深まるばかりであります。市民からは、「議会で何をしているのか」と厳しい批判がきております。佐藤副市長の辞職、佐藤市長の報酬カットで一連の問題が解決したことにはならず、黒い霧などの噂もあり、疑惑について真相解明すべきことが多くありますが、真相について真実はどうであったのか、市民の前に明らかにすることが議員としての責務であると考えます。議会での論議のなかで解明するには、一定の制約もあり、至難であるので地方自治法第百条の特別委員会を設置し、事務調査などで真相を解明し、明るい市政を進めていくべきであります。よって私は本決議案に賛成いたします。

賛成討論

佐藤巳次郎 議員

今回のみなと病院の問題については、市民は大変な怒りと市政への不信が募っているのが現状だと思えます。市長の損害に対する補てんで済むというものではありません。この問題はかなり深く、コンサルタント、佐藤前副市長の共通の友人がこれに関係し、極めて不可解な行動が明らかになっています。私は一般質問、予算特別委員会、教育厚生委員会で質疑しましたが、なお十分な審査ができないというのが現状であります。医師及びコンサルタント会社との契約内容、コンサルタント会社を紹介した人物との関係、医師報酬を院長が私費で支払い、その後返還された経緯などあまりにも不明瞭であります。議会ではこれらの方についての出頭が求めづらいため、強制力のある百条委員会が必要だと考えます。市民の真相解明の声を無にするこゝとなくこの問題をきつちり整理していくのが議会の役目であり、市民に対してこれを報告できる特別委員会を設置する本決議案について賛成いたします。

◎地方自治法第九十条の検査権を付与した特別委員会を設置する決議案

越後貞勝議員ほか十三名の議員から、男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査特別委員会の設置に関する決議案が提出され、越後貞勝議員から「このたびの男鹿みなと市民病院非常勤医師の採用に関わる事件について、議会においては、事件発生以来、所管する教育厚生委員会や議会全員協議会において、また、この六月定例会においても一般質問、予算特別委員会等で事件の発生の背景や事実関係について、また、公金の支出の適正などについて審査が行われました。議会は住民の代表機関として、この事実を究明しなくてはならないし、住民の負託に応えることが重要であります。この事件についてはさらに詳細に審査を行うため地方自治法第九十条の権限を持つ検査特別委員会を設置するよう提案いたします」との提案理由の説明がありました。本決議案について、次のとおり討論が述べられ、投票の結果、賛成十六票、反対六票で可決されました。

賛成討論

中田 謙三 議員

議員各位ご承知のとおり、先般の院長の現状報告にあつたように医師不足が慢性化し、日常の診療体制、救急体制に大きな影響が出ている今日、私は五月号の広報おがの「女性のお医者さん、みなと市民病院に勤務、東京大学附属病院に所属する先生」という記事を見て、待ちに待った内科医師、本当に良かったなとそういう思いをしております。合併してから二年、東奔西走して歩いた佐藤前副市長の努力が報われたと感じました。今回の一連の問題はこうした課題をいち早く解決したいという一心であったと思えます。しかしながら、病気に苦しむ方々、地域医療を守るために医療体制をどう再構築するのか、私は諸問題を前向きに検討していかねばならないと考えます。地方自治法第九十条の権限のなかで市民に対する説明責任を果たし、市民の要望、負託にこたえるためにも本委員会の設置について賛成いたします。

◎佐藤一誠男鹿市長に對する不信任決議案

決議案

高野寛志議員ほか五名の議員から、佐藤一誠男鹿市長に對する不信任決議案が提出され、高野寛志議員から「このたびの男鹿みなと市民病院の非常勤医師の問題に對する不適切な処置と市長の指導力の欠如と政治責任の取り方については、市民の批判も多く、誠に残念至極であります。また、みなと市民病院は今年度末で累積赤字が約二十五億円、不良債務が二億数千万円と予想され、経営危機が一層拡大しております。このような切迫した状況にありながら、市長は何ら有効な手段、対策を講ずることなく、ただ時間と年月ばかりが経過してきております。もうこれ以上、現市長に市政を委ねていては課題の解決がますます遅れ、男鹿市が泥沼化していくことになるとであります。よって市長不信任決議案を提出します」との提案理由の説明がありました。本決議案について、次のとおり討論が述べられ、投票の結果、賛成八票、反対十六票で否決されました。

反対討論

木元 利明 議員

本決議案では、市長が有効な手段、対策を講じておらず、市長に市政を委ねていては解決がますます遅れることになるとしてありますが、佐藤市長は今後、政治生命をかけて男鹿みなと市民病院の医師確保と健全経営に取り組むとの決意を表明されており、この結果を見ることなく不信任とすることはいかなるものでありましようか。

いたずらに市政の不安を増幅させるのではなく、男鹿みなと市民病院と行政に對する市民の信頼が先決と考えます。そのためにも、議会として冷静に市長の政治家としての重い決断を受け止め、しばらく見守る姿勢が必要なのではないでしょうか。よって私は本決議案に反対いたします。

賛成討論

吉田 直儀 議員

男鹿みなと市民病院に関しては、市長は議会前にはすべて前副市長の一存の問題と発言してききました。本議会において実際は市長の全面関与が明確となりました。公の場で市長が市民を欺こうとしていたことがはつきりしたのです。今、市民が求めているのは嘘のない説明なのです。男鹿市の将来に大きく影を落とすことになったこの問題を単に副市長の辞任、そして自らの微々たる減給で幕引きをしようとしています。また、この問題の背景にある病院の赤字問題等を全く語ることなく先延ばしにしていることとする、その姿勢に市民は強く怒りを感じております。

市長は市民に十分説明を果たしたと思えますか。この真相の究明を求めてこそ説明責任を果たせる機会がつくられるのです。しかし、その対応には最高責任者としての自覚がなく、無責任な政治を行っております。市長の市政担当能力の欠如、自己保身のみで市民の声を無視する政治姿勢に鑑み本決議案に賛成いたします。

陳情

●格差是正に向けた社会保障制度の充実について

●地場産品販売センターの建設計画の反対について

●曙町二区通学路の危険建造物について

●鶴の崎地域内の道路整備について

●「非核日本宣言」を求める意見書の採択を求める陳情

●原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情

●「日豪EPA/FTA交渉」に対する陳情書

●県に「子育て新税を導入しないでください」の意見書を求める陳情

●船越駅南側既存広場整備計画について

意見書

●「非核日本宣言」を求める意見書

●原爆症認定制度を抜本的に改めることについての意見書

●「日豪EPA/FTA交渉」に対する意見書

※三件とも可決されたので、市議会の意見として関係機関に送付しました。



六月定例会

男鹿みなと市民病院

非常勤医師問題検査

特別委員会を設置

本定例会最終日に非常勤医師の採用に係る問題について、さらに詳細に審査するため、地方自治法第九十八条の検査権等を付与した特別委員会を設置しました。

選任された委員は次のとおりです。

- (○)委員長 (○)副委員長
- 中田 謙三
 - 高野 寛志
 - 越後 貞勝
 - 杉本 博治
 - 佐藤 巳次郎
 - 柳 楽芳雄
 - 畠山 富勝
 - 三浦 利通

編集後記

男鹿みなと市民病院の医師充足については全力を注ぎながらも実を結ぶことがなく、残念な結果となり私どもも断腸の思いをしております▼オープンした総合観光案内所のなまはげ像二体は男鹿を強調するために大いに意味深いものがありますが、道の駅のように産地直売も取り入れながら男鹿をアピールすることも必要と考えられます。七月一日には男鹿温泉交流会館「五風」が竣工しており、ますます活性化されることに期待を寄せています。自然・文化・食を大切にすると観光地男鹿は松くい虫被害木がまだ目につきますが、南北の海岸の景色は他市にないものがあります。本市は「なまはげの心を全国へ」と観光に力を入れていますが、福祉・教育・産業振興も疎かにはできません▼わか杉国体百日前パレードは各団体の協力を得て行われ、リハール大会の反省を踏まえ創意工夫で充実感のある国体を市民も待ち望んでいましたよ▼騒がれている年金問題は市民にとって不安を隠しきれない出来事ではありますが、本市では基礎年金台帳は廃棄されず保存しており、まずは一安心しています。

あなたも議会を
傍聴しませんか！

次の定例会は9月です。

議会広報特別

委員会委員

- 笹川 圭光
- 船木 金光
- 三浦 桂寿
- 船橋 金弘
- 佐藤 美子
- 佐藤 巳次郎
- (○)委員長 (○)副委員長